小規模企業共済契約申込書の記入方法

記入箇所は、朱書きの部分となります

※ 4枚目の様式(小) 101-①は、統轄店経由機構行
※ 5枚目の様式(小) 101-②は、委託機関の控
※ 6枚目の様式(小) 101-③は、加入申込者本人の控

1 戸籍上の氏名を記入してください。(通称名は不可)
25

5 必ず団地名、マンション名も記入してください。
11

7 主たる業種の事業内容について、本ページ下の欄にある業種記入例を参考に具体的に記入してください。(共同経営者の方は事業主の方の業種を記入してください。)

8 常時使用する従業員には家族従業員および臨時雇いは含みません。

14 〔現金を納付されない方〕
15 申込み時に現金を納付されない場合、申込み月から
16 2か月後(処理が遅れた場
17 合はその翌月)の初回請求
18 時に、申込み月から請求月までの掛金を預金口座振替で請求いたします。
18については、初回口座振替分の他に前納を希望する場合のみ記入してください。半年払い/年払いを指定される場合、初回口座振替分(6か月分/12か月分)の他に、さらに前納をする場合を除いては、記入不要です。

29 共同経営者の方は事業主
30 の方に依頼し、必ず事業主の方が記入してください。
①～⑤について事業主の方にご確認いただき、事業主の方の署名をお願いします。また、事業主の方が既に個人事業主として(※)加入している場合は、個人事業主の方の共済契約者番号を記入してください。
※事業主の方が共同経営者または会社等の役員として加入している場合は、共同経営者として加入できません。

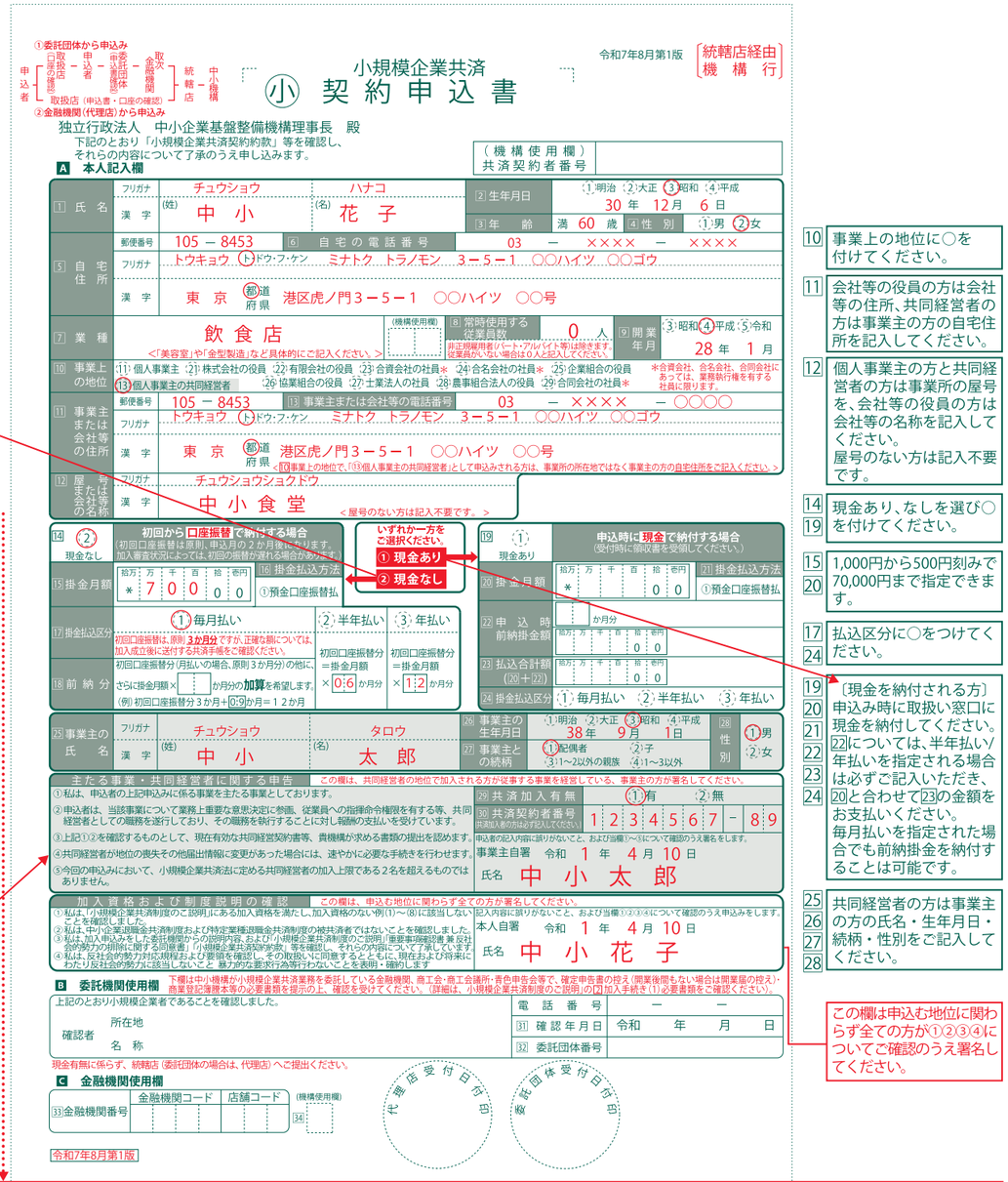

10 事業上の地位に○を付けてください。

11 会社等の役員の方は会社等の住所、共同経営者の方は事業主の方の自宅住所を記入してください。

12 個人事業主の方と共同経営者の方は事業所の屋号を、会社等の役員の方は会社等の名称を記入してください。
屋号のない方は記入不要です。

14 現金あり、なしを選び○
19 を付けてください。

15 1,000円から500円刻みで
20 70,000円まで指定できます。

17 払込区分に○をつけてく
24 ださい。

19 〔現金を納付される方〕
20 申込み時に取扱い窓口に
21 現金を納付してください。
22 22については、半年払い/
22 年払いを指定される場合
23 は必ずご記入いただき、
24 20と合わせて23の金額をお支払いください。
毎月払いを指定された場合でも前納掛金を納付することは可能です。

25 共同経営者の方は事業主
26 の方の氏名・生年月日・
27 続柄・性別をご記入ください。
28

この欄は申込む地位に関わらず全ての方が①②③④についてご確認のうえ署名してください。

11月および12月に「現金なし」で加入される場合、口座振替は翌年1月以降となり、当年の所得控除の対象にはなりませんのでご注意ください。
11月および12月に加入される方で、当年の所得控除を希望される方は、必ず「現金あり」でお申し込みください。

業種記入例

従業員数による加入要件	業種分類	7業種記入例 (7業種欄には、加入申込者の事業内容を具体的にご記入ください。)
常時使用する従業員数5人以下が加入対象となる業種	卸売業	農畜産物卸売、食料卸売、建築材料卸売、医薬品卸売
	小売業	衣服小売、酒小売、ガソリンスタンド、スーパー、コンビニ、飲食店
	サービス業	理容・美容室、エステサロン、弁護士、税理士、個人医院、整体院、学習塾、自転車修理
常時使用する従業員数20人以下が加入対象となる業種	農林水産業	米作農業、果樹作農業、酪農、養豚、造園、植林、養殖
	鉱業・採石業	採掘、採石、砂・砂利・玉石採取
	建設業	一般土木建築、造園工事、舗装工事、内装工事、電気設備工事、通信設備工事
	製造業	水産加工業、食料品製造、製紙、衣服製造、木材・木製品製造、家具製造、電子部品製造
	運輸・通信業	個人タクシー、道路貨物運送
	サービス業	旅館、民宿、スポーツクラブ
	その他	損保代理店、質屋、不動産賃貸・管理業、クリーニング、自動車修理、オートバイ修理

※2つ以上の事業を行っている場合は、主たる事業をご記入ください。

小規模企業共済掛金預金口座振替申出書の記入方法

申込者の記入箇所は、朱書きの部分となります

※ 4枚目の様式(小) 201-①は、統轄店経由機構行
※ 5枚目の様式(小) 201-②は、取扱店の控
※ 6枚目の様式(小) 201-③は、加入申込者本人の控

3 加入申込者本人の個人口座以外は、指定できません。

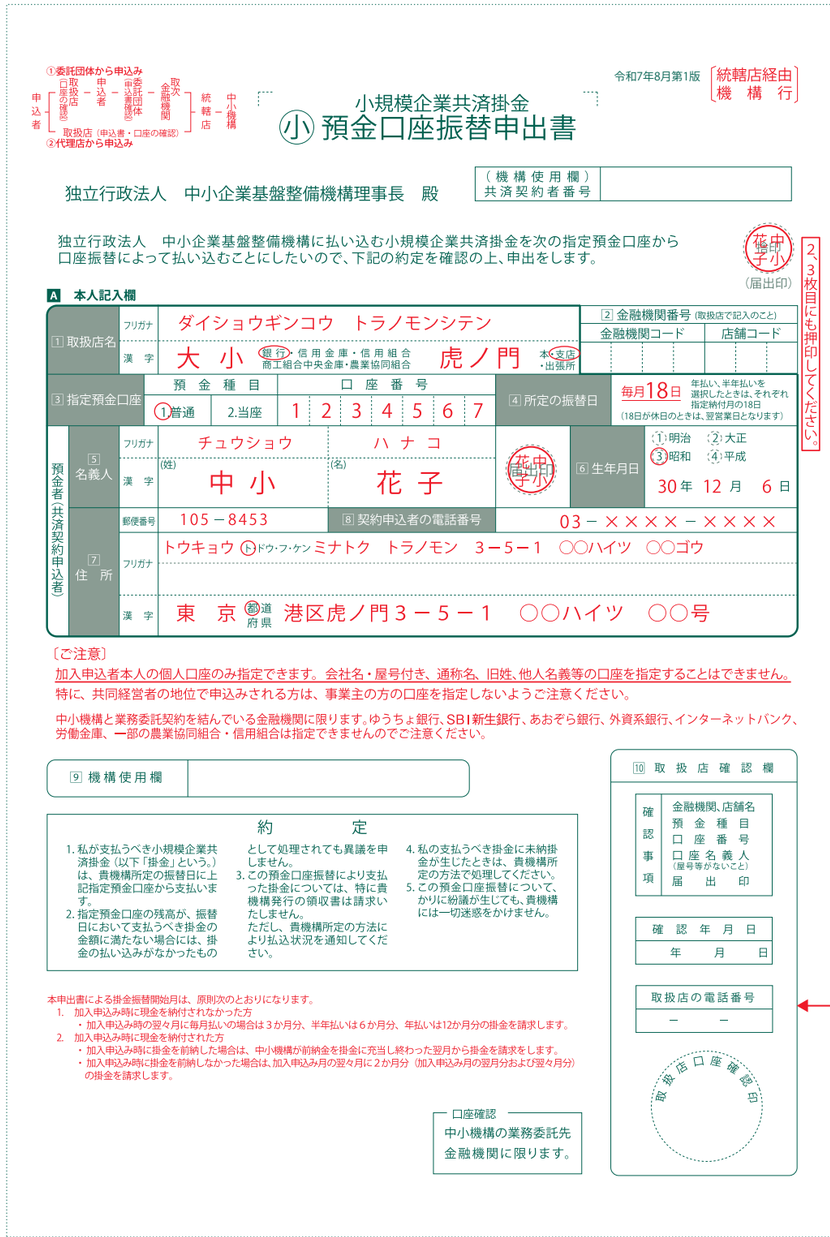

押印箇所はそれぞれ加入申込者本人の個人口座の届出印を押印してください。

「ギンコウ」「シテン」もフリガナを書いてください。

6 加入申込者の生年月日を記入してください。

8 加入申込者の電話番号を記入してください。

10 上記の金融機関で、店舗名・預金項目・口座番号・口座名義人・届け出印の確認を受けてください。

(ご注意)

(小規模企業共済掛金の税法上の取扱い)

納付した掛金は全額を小規模企業共済掛金控除として、課税対象となる所得から控除できます。
また、1年以内の前納掛金も同様に控除できます。
掛金は、共済契約者自身の所得の中から納付していただきますので、事業上の必要経費または損金には算入できません。

中小機構と業務委託契約を結んでいる金融機関を指定してください。